

令和8年3月30日

事業者の皆様

京都市上下水道局  
監理課監理検査担当課長

## 土木緊急工事の成績評定について（通知）

平素は本市上下水道事業に御協力いただき誠にありがとうございます。

地域の安定した水供給と持続的な下水処理の確保には、水道及び下水道に不具合が発生した場合に迅速に水道及び下水道機能を回復するための緊急工事は必要不可欠です。

ここで、緊急工事は、速やかな対応が必要となり、事前の調整が不可能であることから、作業員確保や資材及び機材調達にあたり、通常の請負工事と比較して負担が非常に大きいという特性があります。（施行中の別工事の中止による緊急工事への対応、標準価格より高価な価格での材料調達等。）

このような特性を踏まえ、緊急工事業者が適正に緊急工事を履行した場合、当該工事の成績評定において下記の通り評価を行うことにより、緊急工事業者の実績を優位に評価し、地域の守り手としての市内建設業者の健全な発展に繋げる取組を開始します。

今後とも、本市上下水道事業の推進への御理解・御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 土木緊急工事の成績評定の実施方針

以下の通り土木緊急工事の成績評定を実施します。

- (1) 対象とする緊急工事は、京都市上下水道局工事契約取扱要綱第2条に規定する緊急工事のうち、同要綱第5条第1号に規定する概算契約方式により契約を行うものとする
- (2) 通常の請負工事と区別し、**別紙**の様式により評価する
- (3) 現在、成績評定は請負代金額が500万円以上の工事を対象としているが、緊急工事については、請負代金額が500万円未満の工事もすべて対象とする

#### 2 適用について

令和8年4月1日以降に検査を実施する緊急工事に適用します。

#### 3 関連する要領の改正について

本取組の開始に伴い、京都市上下水道局成績評定要領実施要領について改正します。改正後の当該要領は上下水道局ホームページに掲載予定です。

以上

第2号様式(第5条関係)

## 緊急工事成績採点表

工事担当課

工事名		受注者名										契約番号																					
考査項目		担当監督員 氏名 (印)					主任監督員 氏名 (印)					総括監督員 氏名 (印)					(部分・確認・一部完成) 検査結果	検査員 氏名 (印)															
考査項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	—	a	a'	b	b'	c	d	e							
1 施工体制	施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																						
	配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10								第														
2 施工状況	施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								1-1	+1.0		+0.5		0	-7.5	-15							
	工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15	号														
	安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15	様														
	対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0								式														
3 出来形及び出来ばえ	出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0									+5.0	+4.0	+2.5	+1.5	0	-10	-20							
	品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								の	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-12.5	-25							
	出来ばえ																		と	+4.0		+2.0		0	-5.0								
4 工事特性	施工条件等への対応※2																	+20.0	～							お							
5 創意工夫	創意工夫※3											+14	～													り							
6 社会性等	地域への貢献等											+10	+7.5	+5.0	+2.5	0				+15					0		～						
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					(部分・確認・一部完成) が2回以上の場合は平均値	± 点															
評定点(65点±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点					④ 点	⑤ 点															
評定点小計 ※1		①×0.2 点					②×0.2 点					③×0.2 点					④×0.2 点	部分・確認・一部完成検査があった場合 : ⑤×0.2 部分・確認・一部完成検査がなかった場合 : ⑤×0.4 点															
7 法令遵守等 ※7																																	
監督員所見 ※5		担当監督員					主任監督員					総括監督員					9 評定点合計 ※8 (評定点小計の和-7 法令遵守等) 点 検査担当課長 確認印 (印)																

※1 評定点小計は評定点(65点±加減点合計)に0.2~0.4を乗じ、小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件等、工事における安全確保)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 4、5、6は加点評価のみとする。

※5 監督員所見は必ず記載する。

※6 成績採点は、考査項目別運用表の考査項目ごとに、担当監督員は別紙-1【1】～【13】、主任監督員は別紙-1【1】～【14】、総括監督員は別紙-2【1】～【4】、検査員は別紙-3【1】～【38】の各運用表を用いて行う。検査員による完成検査の評価に先立ち担当監督員、主任監督員、総括監督員が記入する。

なお、考査項目別運用表の記入に当たっては、別添の考査項目別運用表の記入方法及び留意事項を参照すること。

※7 法令遵守等の評価は総括監督員が行い、減点評価のみとする。

※8 評定点合計は、小数第一位を四捨五入し、整数とする。

考查項目別運用表

【担当監督員】 【主任監督員】

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が50%超 .....a</p> <p>評価値が50% .....b</p> <p>評価値が50%未満 .....c</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(       %) = 該当項目数(       ) / 評価対象項目数(       )</p>				

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
 また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考査項目別運用表

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1 施工体制	II 配置技術者 (現場代理人等)	<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。</p> <p><input type="checkbox"/> 監督員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <p>※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上 .....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満 .....c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(       %)=該当項目数(       )/評価対象項目数(       )</p>			<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
 また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考査項目別運用表

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2 施工状況	I 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事打合せ簿を、過不足なく整理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>		<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上 .....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満 .....c</p>					
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(       %) = 該当項目数(       ) / 評価対象項目数(       )</p>					

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
 また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考查項目別運用表

【担当監督員】 【主任監督員】

考查項目	細 別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2 施工状況	II 工程管理	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</p> <p><input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が50%超 .....a</p> <p>評価値が50% .....b</p> <p>評価値が50%未満 .....c</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(       %) = 該当項目数(       ) / 評価対象項目数(       )</p> </div>			<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
 また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考査項目別運用表

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2 施工状況	III 安全対策	<p>●評価対象項目</p> <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <p>●判断基準</p> 評価値が80%以上 .....a 評価値が60%以上80%未満.....b 評価値が60%未満 .....c <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。              ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。              ③ 評価値(       %) = 該当項目数(       ) / 評価対象項目数(       )</p> </div>			<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
 また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考査項目別運用表

【担当監督員】 【主任監督員】

考査項目	細 別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2 施工状況	IV 対外関係	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が50%超 .....a</p> <p>評価値が50% .....b</p> <p>評価値が50%未満 .....c</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(       %)=該当項目数(       )/評価対象項目数(       )</p> </div>			<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
 また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考查項目別運用表

【担当監督員】 【主任監督員】

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び 出来ばえ	全 般	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第19条に基づき、監督員が改造請求を行った。
I 出来形		※ ばらつきの判断は別添参照  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</li> <li>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</li> <li>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。</li> <li>④ 出来形管理項目又は管理値を設定していない工事は「c」評価とする。</li> <li>⑤ 工事内容により、ばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもって、ばらつき評価に代えることができる。</li> </ol> </div>				

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考查項目別運用表

【担当監督員】 【主任監督員】

考查項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ  II 品質	維持・修繕工事	適切である  ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。  <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由：  ●判断基準 ※該当項目が6項目以上 .....a ※該当項目が4項目以上 .....b ※該当項目が3項目以下 .....c  注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第19条に基づき、監督員が改造請求を行った。

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
 また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考查項目別運用表

【主任監督員】

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項
5 創意工夫	I 創意工夫	<p>【施工】</p> <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 運搬車輛、施工機械等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 <input type="checkbox"/> 写真の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 <input type="checkbox"/> ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 <p style="text-align: center;"><b>※本項目は2点の加点とする。</b></p> <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考查項目別運用表

【主任監督員】

考查項目	細別	工夫事項		
5 創意工夫	I 創意工夫	<p><b>【品質】</b></p> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫 <p><b>【安全衛生】</b></p> <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している <b>※本項目は2点の加点とする。</b> <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫 <p><b>【その他】</b></p> <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕 <input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕		
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	※2 合計点: _____ 点	※4 合計点×2= 評定点: _____ 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※1 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3、4点で評価し、合計点は最大7点の評価とする。

※3 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

※4 合計点に重み2倍をかけ評定点とする。(評定点は14点満点とする。)

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。

また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考査項目別運用表

【総括監督員】

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2 施工状況	II 工程管理	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>その他〔理由: _____〕</p> <p>●判断基準</p> <p>※ 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、eの評価を行う。</p>				
	III 安全対策	<p>a 優れている      b やや優れている      c 他の評価に該当しない      d やや劣っている      e 劣っている</p> <p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p>安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>●判断基準</p> <p>※ 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、eの評価を行う。</p>				

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
 また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考査項目別運用表

【総括監督員】

考査項目	細 目	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4 工事 特性	I 施工条件等 への対応	I 構造物の特殊性への対応 <input type="checkbox"/> 1 対象構造物が特殊な工事  ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば <b>4点の加点</b> とする。	(1 について) ・構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 <input type="checkbox"/> 2 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 <input type="checkbox"/> 3 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 4 現道上での交通規制に大きく影響する工事 <input type="checkbox"/> 5 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 6 その他〔理由：_____〕  ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば <b>6点の加点</b> とする。	(2 について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 ・そのほかの各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 (3 について) ・周辺住民等に特に配慮する必要がある、市街地での夜間工事 ・周辺住民等に特に配慮する必要がある、DID地区での工事 (4 について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通解放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 (5 について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 (6 について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事

考查項目別運用表

【総括監督員】

考查項目	細目	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	I 施工条件等への対応	<p>III 厳しい自然・地盤条件等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 7 雨・雪・風・気温等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8 被災箇所への措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10 その他〔理由: _____〕</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば<b>4点の加点</b>とする。</p>	<p>(7 について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事</li> <li>潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事</li> </ul> <p>(8 について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事</li> <li>急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)</li> <li>斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事</li> <li>土石流危険渓流に指定された区域内における工事</li> </ul> <p>(9 について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事</li> </ul> <p>(10 について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事</li> <li>その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</li> </ul>
		<p>IV 工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11 緊急工事において、事故がなく完成した工事 ※但し、文書注意に至らない事故は除く。</p> <p><input type="checkbox"/> 12 その他〔理由: _____〕</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば<b>6点の加点</b>とする。</p>	
	評価	評点: _____点	

※ 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※ 評価にあたっては、担当監督員・主任監督員の意見も参考に評価する。

審査項目別運用表

【総括監督員】

審査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6 社会性等	I 地域への 貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>●判断基準</p> <p>※ 上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c 評価を行う。</p>						

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
 また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考查項目別運用表

【総括監督員】

法令遵守等の該当項目一覧表

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																															
7 法令遵守等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 331 398 359"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="398 331 1234 359">該当項目なし</td> <td data-bbox="1234 331 1361 359"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 359 398 386"></td> <td data-bbox="398 359 1234 386">措 置 内 容</td> <td data-bbox="1234 359 1361 386">点 数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 386 398 414"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="398 386 1234 414">1 指名停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="1234 386 1361 414">-20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 414 398 443"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="398 414 1234 443">2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="1234 414 1361 443">-15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 443 398 472"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="398 443 1234 472">3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="1234 443 1361 472">-13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 472 398 501"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="398 472 1234 501">4 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="1234 472 1361 501">-10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 501 398 529"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="398 501 1234 529">5 文書注意</td> <td data-bbox="1234 501 1361 529">- 8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 529 398 558"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="398 529 1234 558">6 口頭注意</td> <td data-bbox="1234 529 1361 558">- 5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 558 398 635"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="398 558 1234 635">7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td data-bbox="1234 558 1361 635">- 3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 635 398 678"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="398 635 1234 678">8 その他(理由: _____)</td> <td data-bbox="1234 635 1361 678">- 点</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/>	該当項目なし			措 置 内 容	点 数	<input type="checkbox"/>	1 指名停止3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/>	2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/>	3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/>	4 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/>	5 文書注意	- 8点	<input type="checkbox"/>	6 口頭注意	- 5点	<input type="checkbox"/>	7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	<input type="checkbox"/>	8 その他(理由: _____)	- 点
<input type="checkbox"/>	該当項目なし																															
	措 置 内 容	点 数																														
<input type="checkbox"/>	1 指名停止3ヶ月以上	-20点																														
<input type="checkbox"/>	2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																														
<input type="checkbox"/>	3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																														
<input type="checkbox"/>	4 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																														
<input type="checkbox"/>	5 文書注意	- 8点																														
<input type="checkbox"/>	6 口頭注意	- 5点																														
<input type="checkbox"/>	7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点																														
<input type="checkbox"/>	8 その他(理由: _____)	- 点																														
	<p>① 本考查項目(7 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8 その他の項目で減ずる措置を行う。 (不履行に対しては文書注意のうえ8点を減ずるものとし、文書注意等により履行された場合は5点～3点を目安に減ずるものとする。)</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>・ 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>・ 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>・ 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</li> <li>・ 6 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>・ 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>・ 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>・ 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>・ 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>・ 14 安全管理が不適切であったことから、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> </ul>																															

考査項目別運用表

【検査員】

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2 施工状況	I 施工管理	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適格に整備していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由: _____〕</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が80%以上 .....a</p> <p>評価値が60%以上80%未満 .....b</p> <p>評価値が60%未満 .....c</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(       %) = 該当項目数(       ) / 評価対象項目数(       )</p> </div>			<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
 また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考查項目別運用表

【検査員】

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び 出来ばえ  I 出来形	全 般	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評定対象項目」の5項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真(監督員等が臨場した箇所は除く)で確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他[理由: _____]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。</p> </div>								

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考查項目別運用表

【検査員】

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ II 品 質	維持工事 (清掃工、除草工、付属土工、除雪、応急処理等)	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 建造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____.</p> <p>●判断基準</p> <p>※ 該当項目が6項目以上.....a</p> <p>※ 該当項目が5項目 .....a'</p> <p>※ 該当項目が4項目 .....b</p> <p>※ 該当項目が3項目 .....b'</p> <p>※ 該当項目が2項目以下.....c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>					<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</p>

◎本評定項目の評価については、受注者が自主的に行った場合、評価する。  
また、設計図書において提出を定めていない評価項目の評価は、受注者の書類の提示をもって評価を行う。

考查項目別運用表

【検査員】

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
3 出来形及び出来ばえ  III 出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されている。 <input type="checkbox"/> 適切な施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 土木構造物、既設設備等とのすりつけが適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 溶接、塗装、組立等適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上……………a 該当3項目……………b 該当2項目……………c 該当1項目以下……………d		
	電気設備工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 適切な施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 電氣的及び機械的な異常がなく、総合的な機能を満たしている。 <input type="checkbox"/> ケーブル等の接続方法が適切である。 <input type="checkbox"/> 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d		
	維持修繕工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 小構造物等にも注意が払われている。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上……………a 該当2項目……………b 該当1項目……………c 該当項目なし……………d		
	電線共同溝工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差がなく平坦性が確保されている。 <input type="checkbox"/> プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上……………a 該当2項目……………b 該当1項目……………c 該当項目なし……………d		
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備等にて適切な施工がされている。 <input type="checkbox"/> 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 電氣的及び機械的な異常がなく、総合的な機能を満たしている。 <input type="checkbox"/> 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d		

## 審査項目別運用表

【検査員】

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項
6 社会性等	I 地域への 貢献等	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 水道・下水道に係る緊急工事に的確に対応することにより、地域の安定した水供給あるいは持続的な下水処理に貢献した。</p>
	評 価	評定点: 0 点